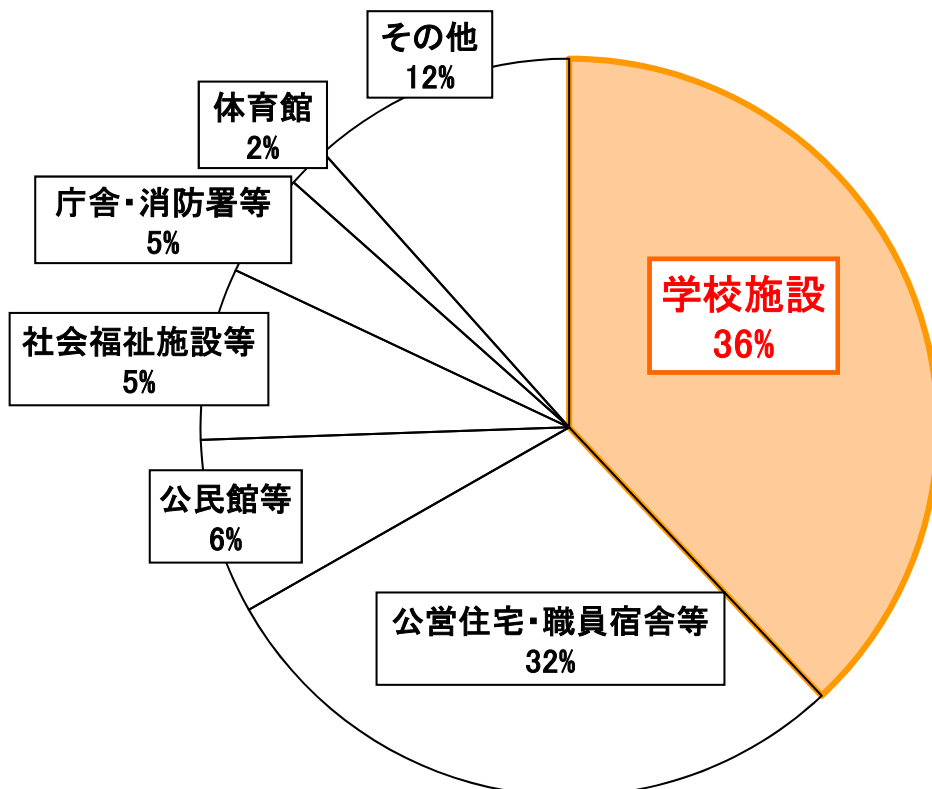


学校施設を取り巻く状況
(関連データ及び参考資料)

公立学校施設の現状に関するデータ

公共施設における学校施設の割合

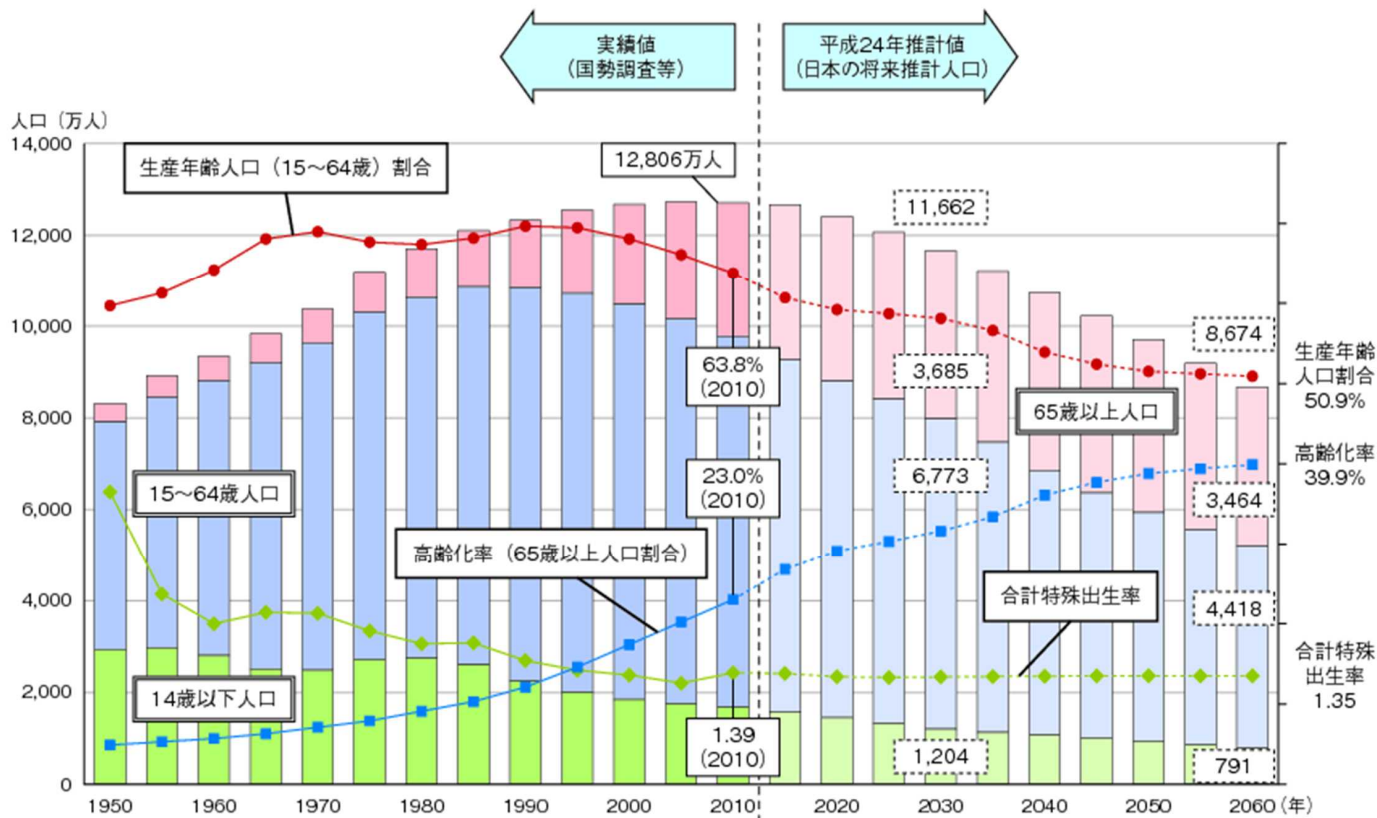
学校施設は市区町村が所有・管理している公共施設の約4割を占めている



※ 平成24年度末時点
※ 市区町村が所有又は管理している公共施設等
※ 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況
調査報告書(平成26年2月消防庁)を元に文部科学省作成

我が国の人口推移と将来人口の推移

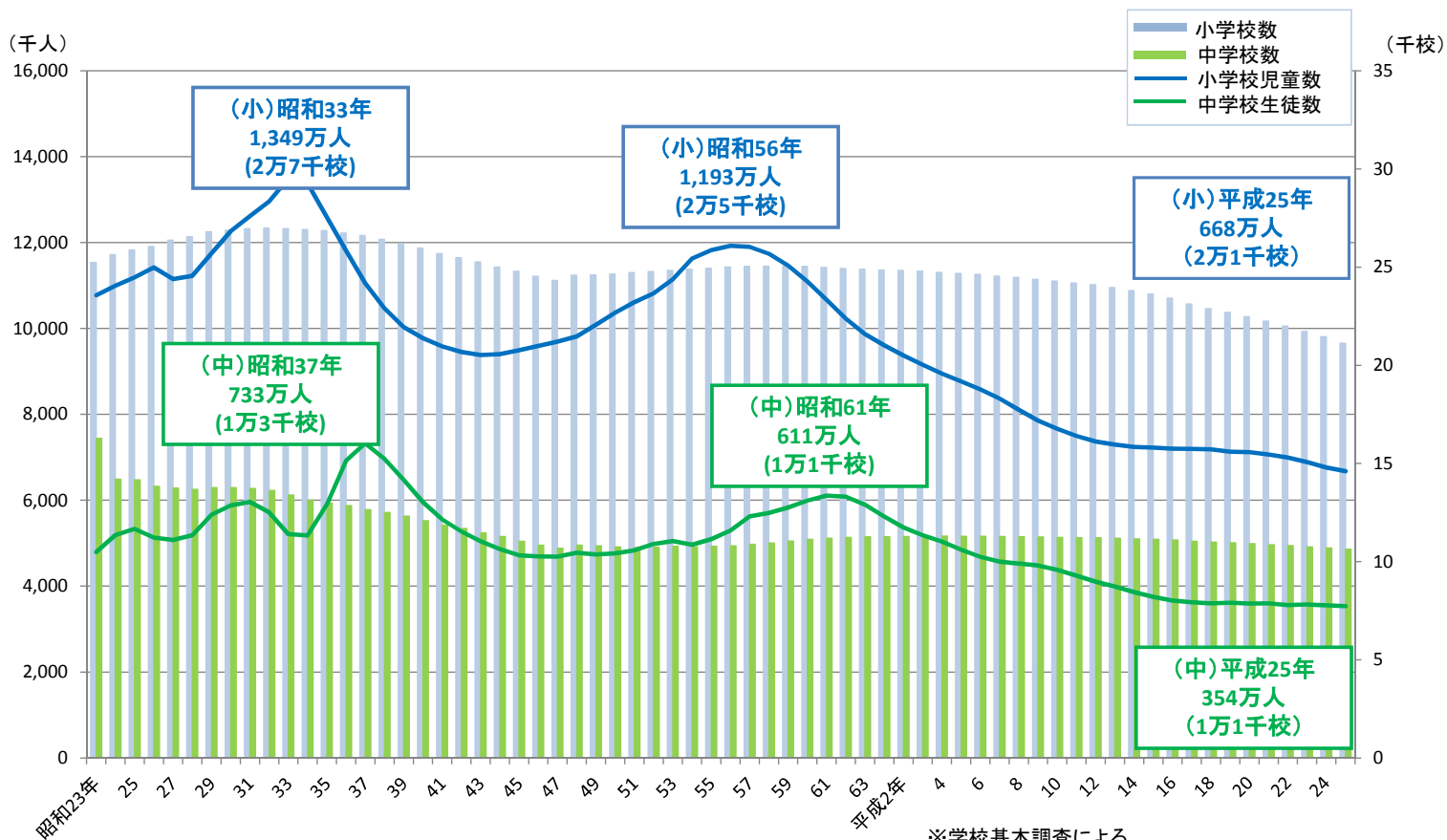
今後、人口減少と少子高齢化が急速に進展



※出典: 総務省 平成24年版 情報通信白書

小中学校数と児童生徒数の推移

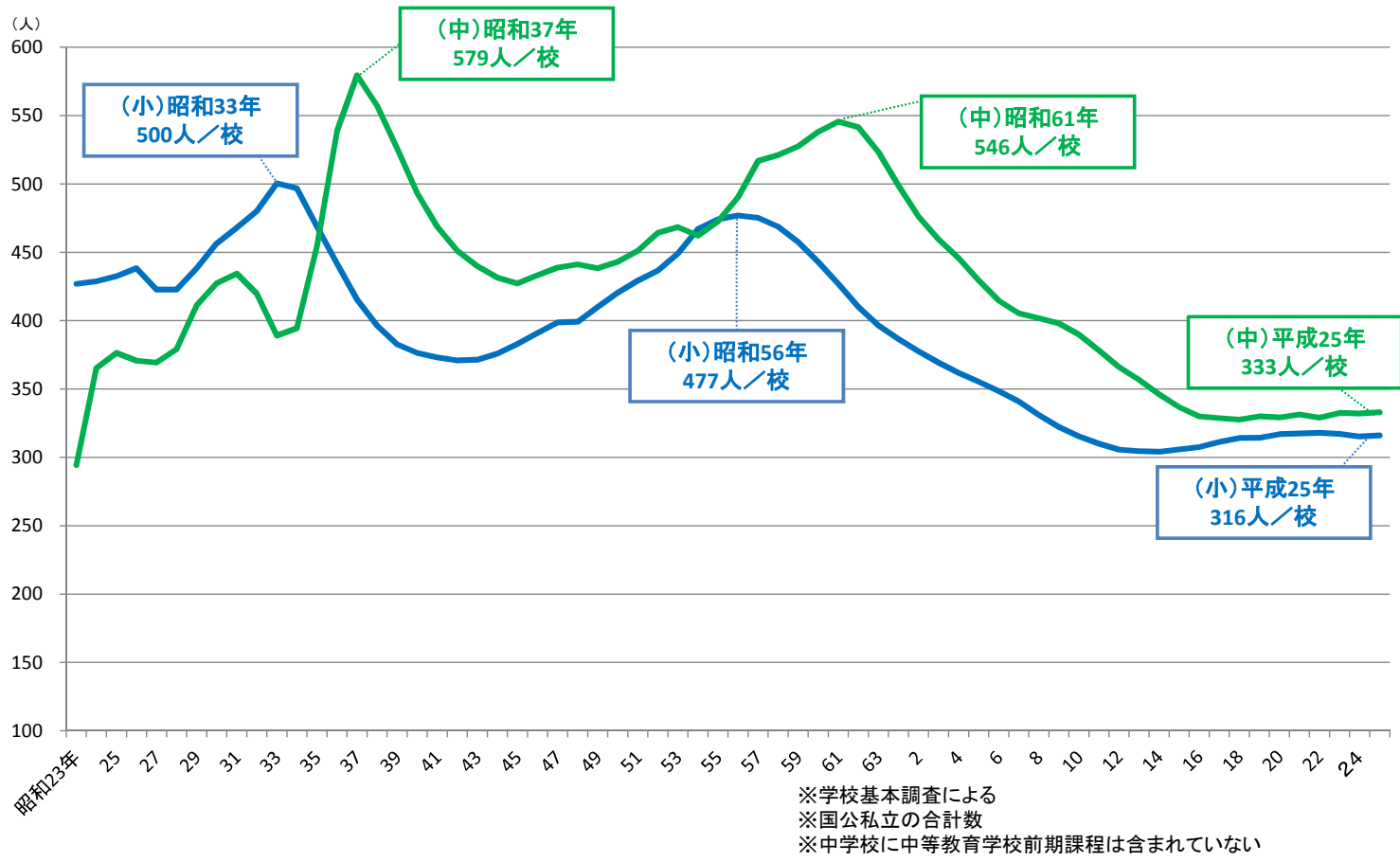
小中学校の児童生徒数は第2次ベビーブーム世代が在籍した昭和50~60年頃を境に減少



※学校基本調査による
※国公立の合計数
※中学校に中等教育学校前期課程は含まれていない

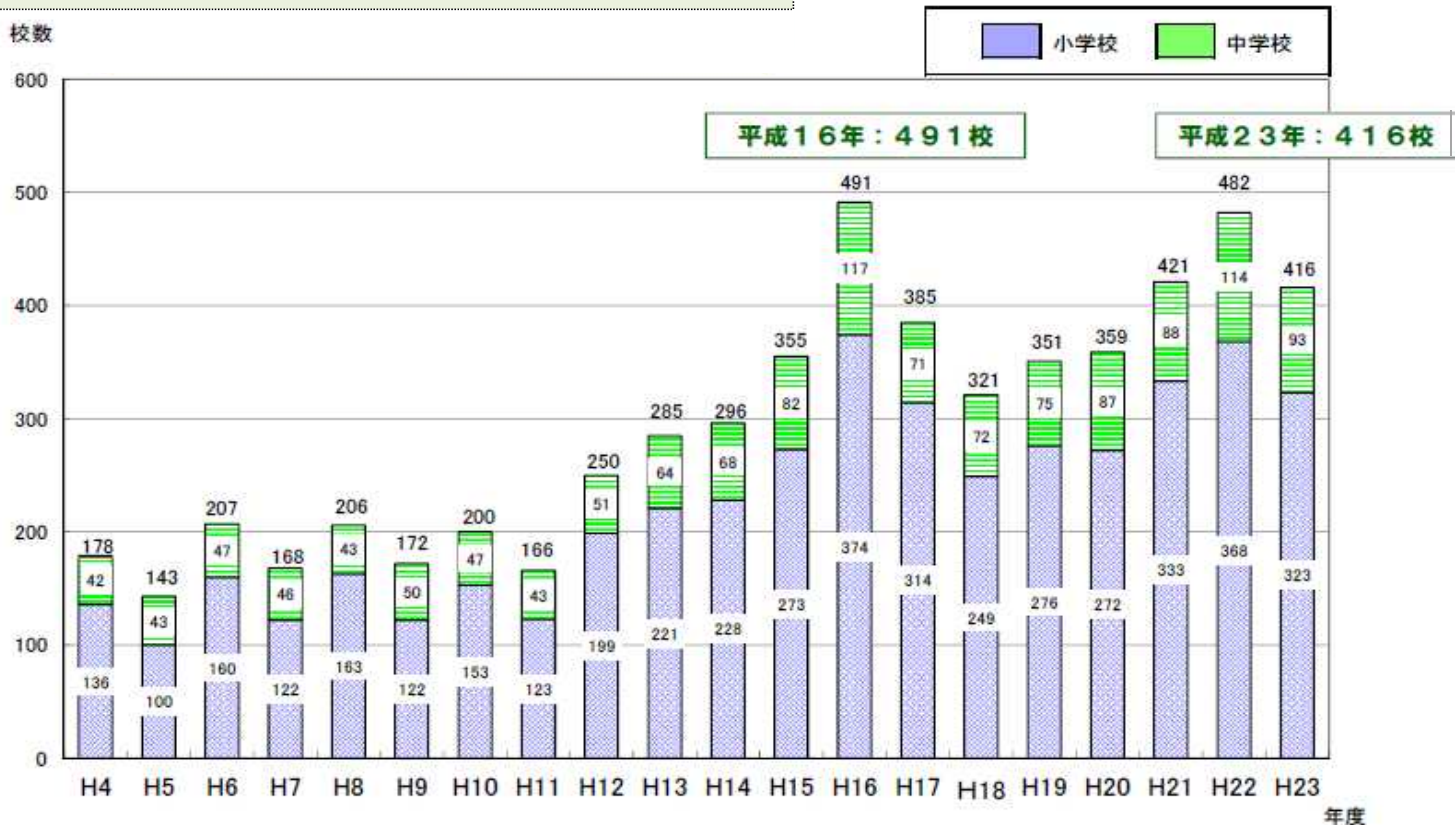
一校当たりの児童生徒数の推移

1校当たりの児童生徒数は、ピーク期には500人を超えていたが、近年は300人程度で推移



公立小中学校の年度別廃校発生数

近年、廃校数は小中学校合わせて年間400校前後で推移

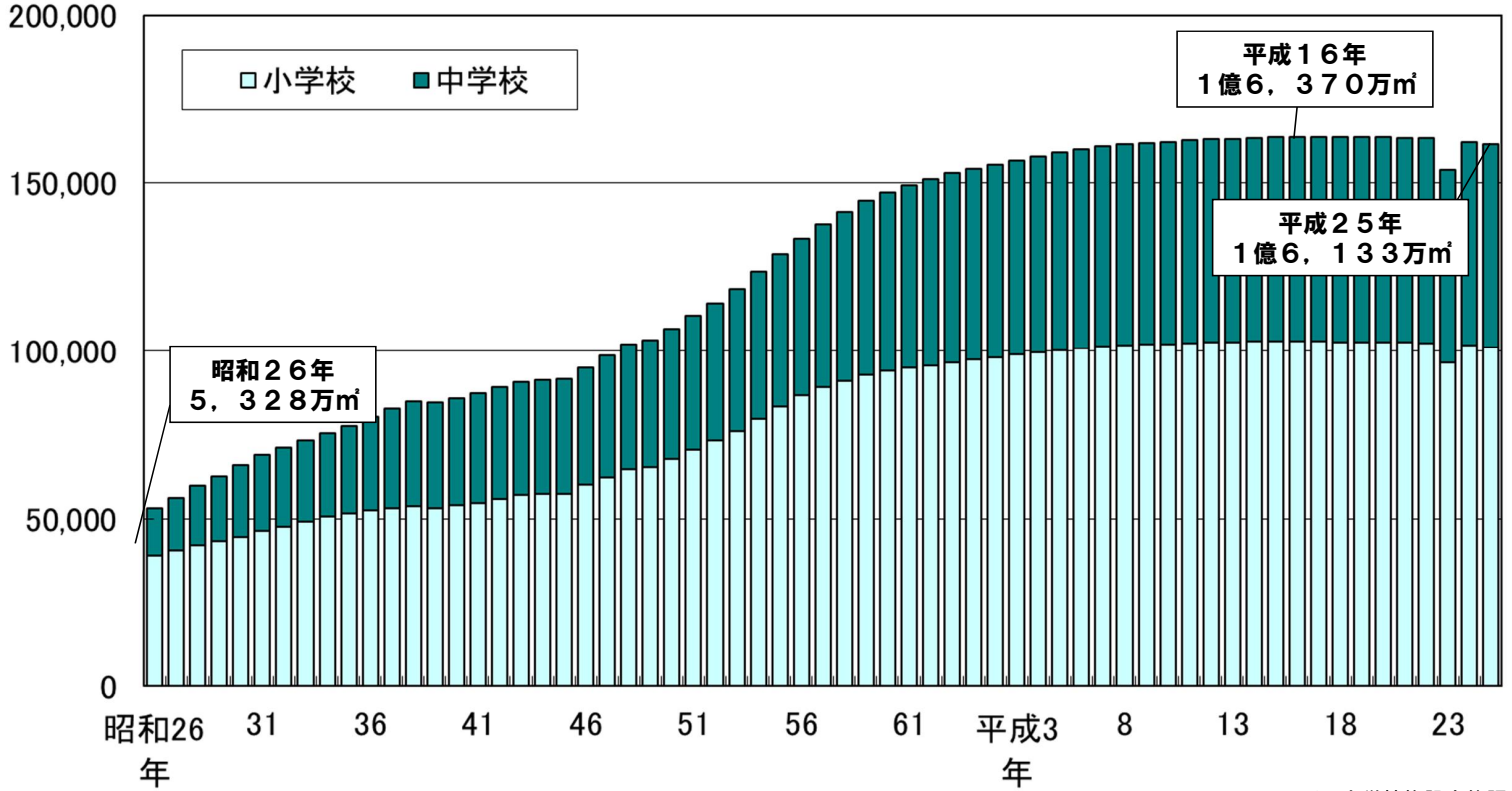


※ 廃校施設等活用状況実態調査による
 ※ 設置条例上、廃止された学校数を計上

公立小中学校施設保有面積の推移

戦後、児童生徒の増加に伴い保有面積は増加してきたが、近年は横ばいからやや減少傾向に

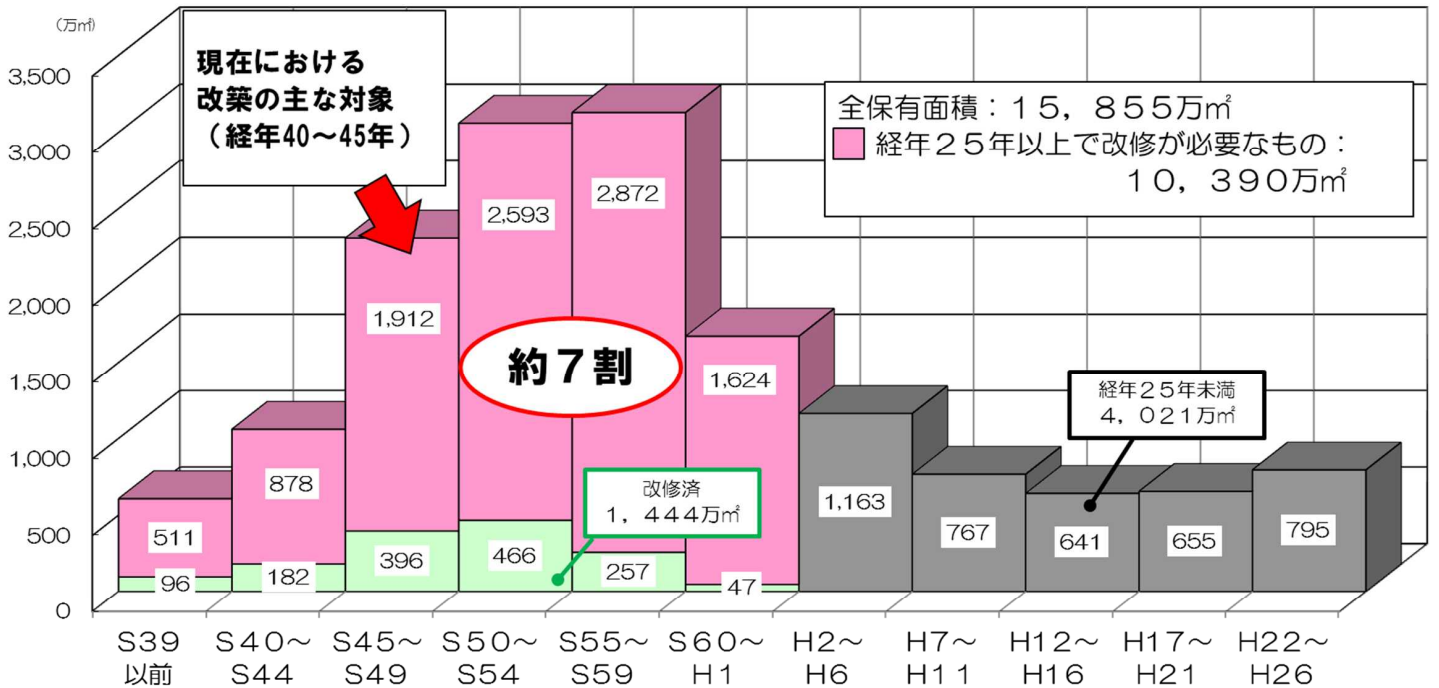
保有面積
(単位: 千㎡)



経年別保有面積(公立小中学校)

老朽化が進行している経年25年以上の要改修施設は全体の約7割(65.5%)を占める

平成26年5月1日現在

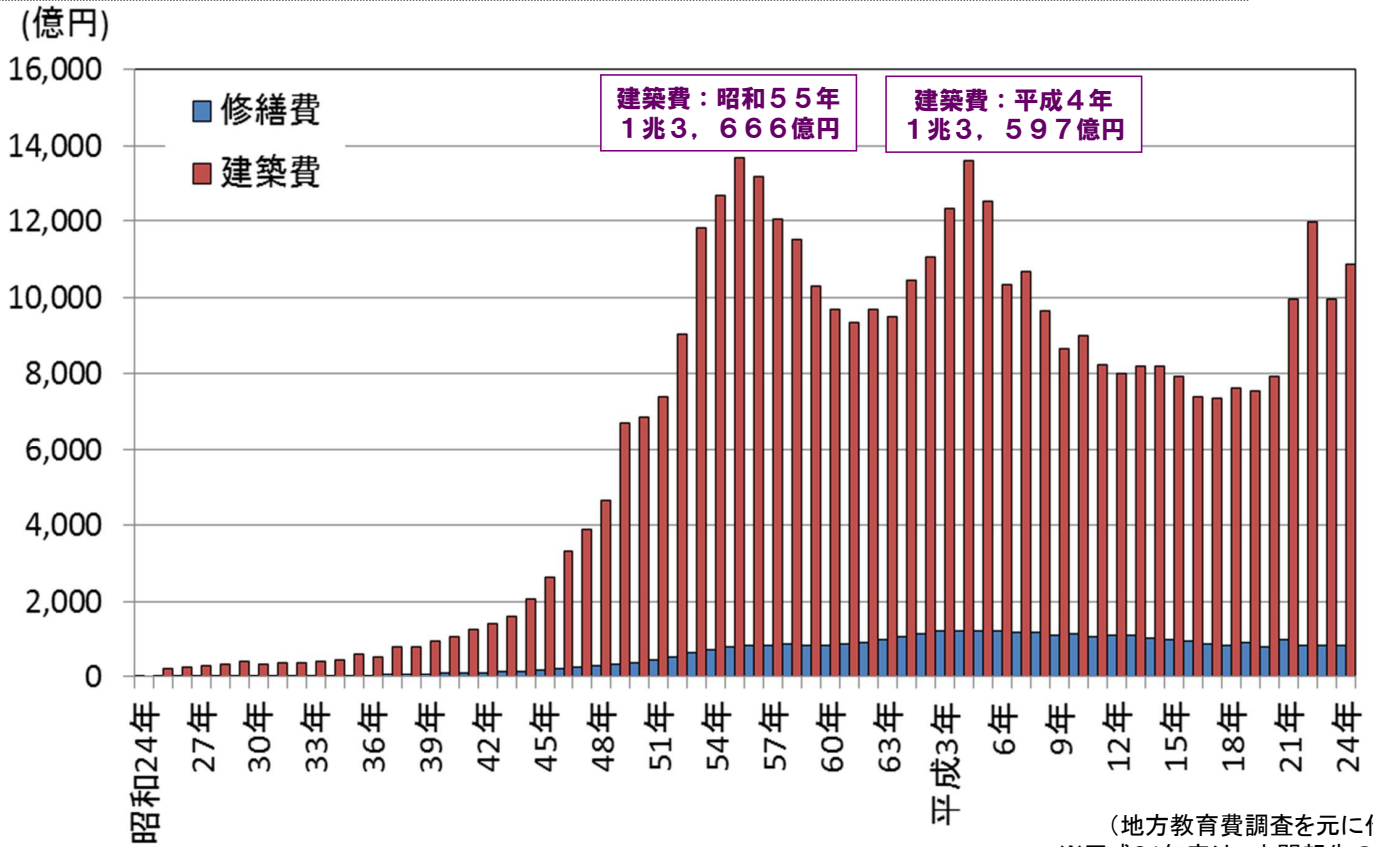


※「公立学校施設実態調査 平成26年度」(文部科学省)のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建築物を計上

※文部科学省作成

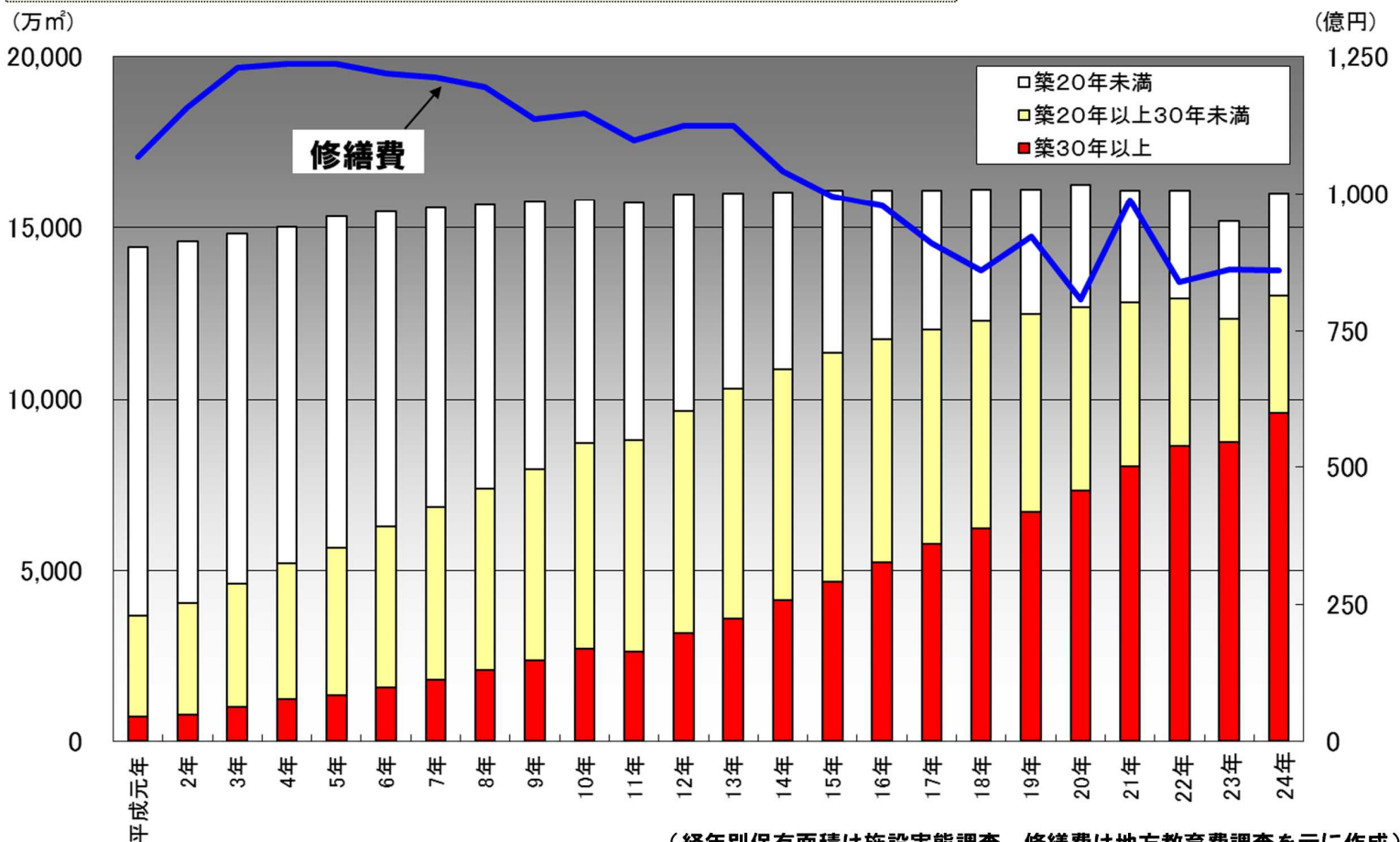
公立小中学校の建築費・修繕費の推移

約20～30年前のピーク時に1兆2千億円を超えていた建築費は近年8千億円程度で推移
今後、ピーク時に建設された施設の更新需要が増加することが見込まれる



経年別保有面積と修繕費の推移

経年30年以上の施設の面積は増加しているが、修繕費は減少傾向



公立小中学校における将来の更新費用の試算①

試算の際に仮定した条件

I. 推計の対象

- 公立小中学校の非木造の校舎・屋内運動場・寄宿舎

II. 長寿命化改修を実施しない場合

1. 既存ストック

- 保有面積は公立学校施設実態調査の結果を元に算出。
- 築20年以上の建物面積のうち、1割は改修済、4割は一部改修済、5割は未改修。(参考：公立学校施設実態調査)
- 保有面積は30年間で15%減少。(学校基本調査より公立小中学校数は平成3年度から20年間で約10%減少。平成3年度：35,152校→平成22年度：31,346校)。

2. 改修・改築時期

- 築50年で全て改築。
- 築25年で6割が大規模改修(全面)、4割が一部改修。(参考：公立学校施設実態調査)

- ・ 築51年以上の建物は今後5年間で均等に改築。
- ・ 築41年以上50年までの未改修(一部改修済含む)建物は、改築の時期が近いことから、大規模改修は実施しない。
- ・ 築31年以上40年までの未改修建物は、今後10年で均等に一部改修を実施。
- ・ 築21年以上30年までの未改修(一部改修済含む)建物は、これまでの改修実績を踏まえ、改修を実施。

3. 単価

改修・改築単価は、改築：25万円/㎡、大規模改修(全面)：12万円/㎡、一部改修：6万円/㎡

III. 長寿命化改修を実施する場合(II. と異なる点)

1. 改修・改築時期

- 築50年で2割が改築、8割が長寿命化改修。長寿命化改修したものは築75年で改築。

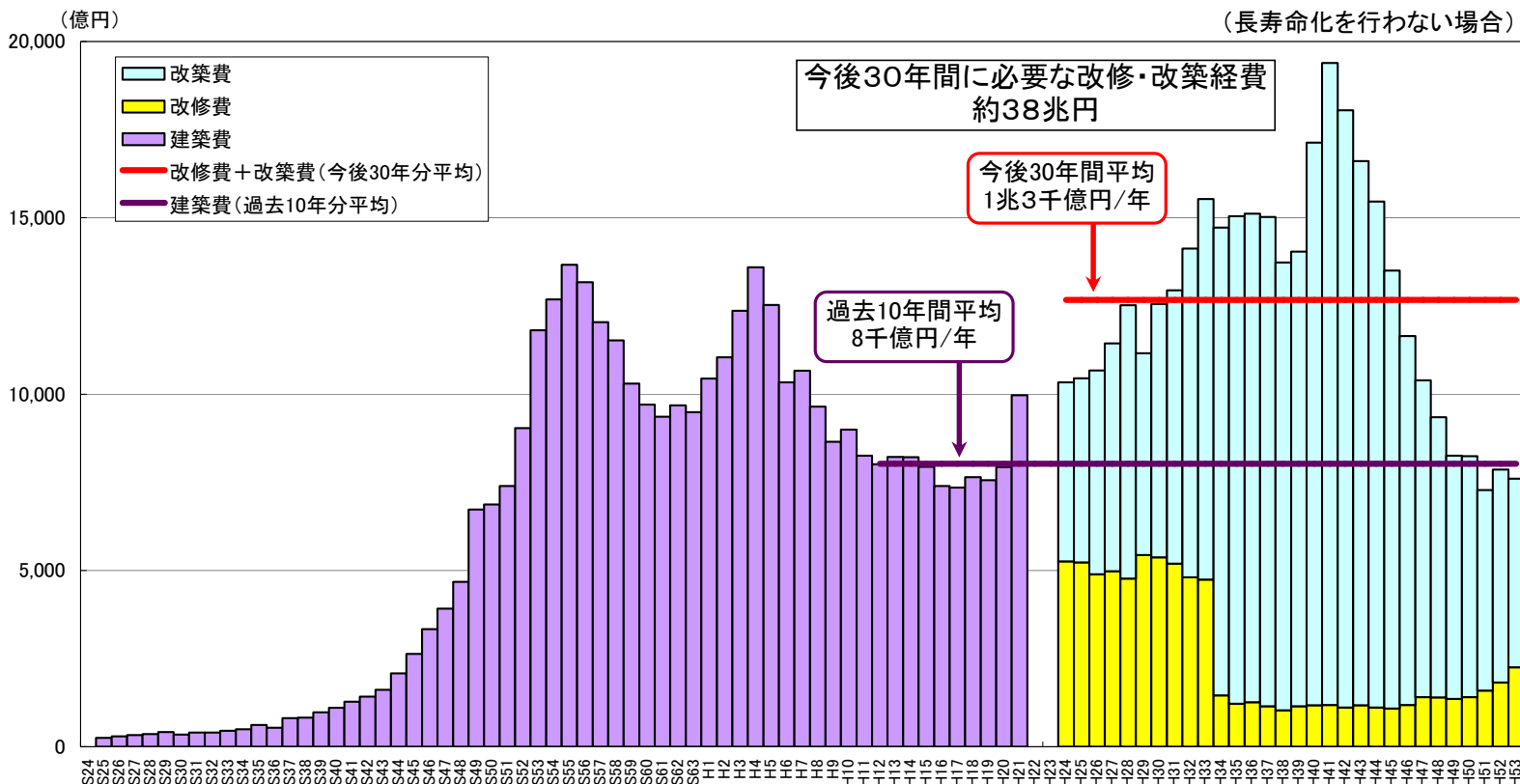
- ・ 築51年以上の建物は長寿命化改修を行わない。

2. 単価

- 長寿命化改修単価は改築単価の6割

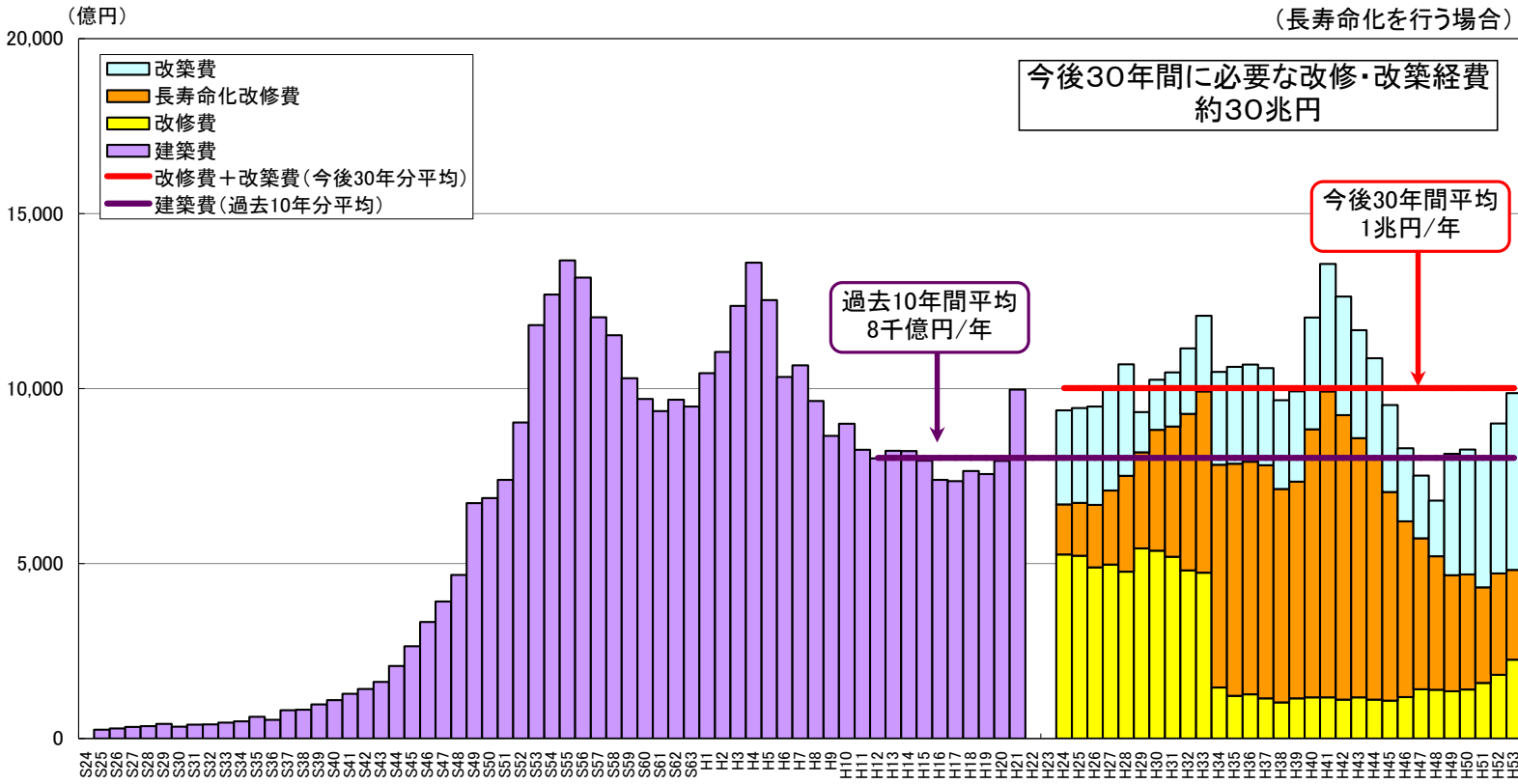
公立小中学校における将来の更新費用の試算②

公立小中学校における今後30年間の改修・改築経費



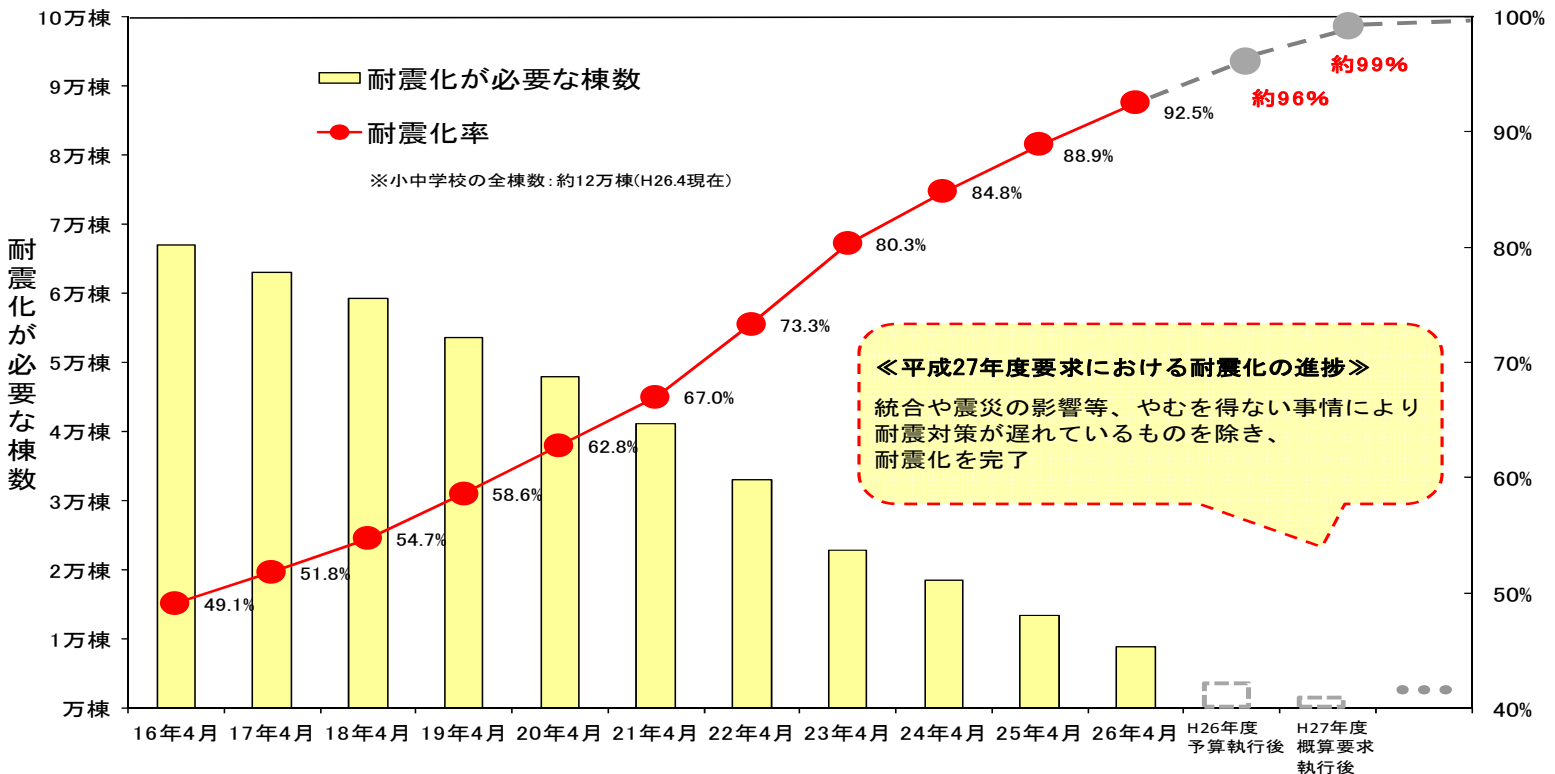
※ 平成21年度以前は地方教育費調査による。
平成24年度以降は公立学校施設実態調査、学校基本調査等を元に作成。

公立小中学校における今後30年間の改修・改築経費



耐震化の進捗状況(公立小中学校)

公立小中学校の耐震化率は平成26年4月現在で92.5%
平成27年度概算要求により約99%まで進捗する見込み



施設整備基本方針(平成23年5月文部科学省告示)において、平成27年度までのできるだけ早い時期に耐震化を完了させる目標を示している。

平成26年4月1日現在

(福島県の一部は除く。)

●学校種毎の対策未実施の吊り天井を有する屋内運動場等の棟数

・小中学校 : **6, 222棟** (全体の18.5%)

※屋内運動場等の全棟数	:	33,703棟
↳うち、吊り天井を有していない棟数	:	27,281棟
↳うち、H25年度に吊り天井を撤去した棟数	:	135棟
↳うち、吊り天井を有する棟数	:	6,422棟
↳うち、対策実施済み棟数	:	200棟
↳うち、対策が未実施の棟数	:	6,222棟

・幼稚園 : **53棟** (全体の24.2%)

・高等学校 : **1,910棟** (全体の22.5%)

・特別支援学校 : **219棟** (全体の20.0%)

※ 屋内運動場等とは屋内運動場・武道場・講堂・屋内プール

※ 対象となる吊り天井は、高さが6mを超える天井または水平投影面積200㎡を超える天井を有する屋内運動場等

※ 対策実施済みとは、吊り天井・照明器具・バスケットゴールの全ての落下防止対策がなされたもの。

非構造部材の耐震対策の状況について

※平成26年4月1日現在

※非構造部材の耐震点検及び耐震対策の状況調査結果(小中学校)
(福島県の一部は除く。)

※屋内運動場等の吊り天井等を除く

●**非構造部材の耐震点検実施率 : 89.6%** (29,713校中26,616校)
(昨年度 : 83.2%)

※人に重大な被害を与える箇所について、学校全体の耐震点検をしているかを調査したもので、点検主体は学校教職員または学校設置者としている。

※学校設置者が耐震点検を実施しているのは66.6%。

●**非構造部材の耐震対策実施率 : 58.6%** (29,713校中17,426校)
(昨年度 : 60.2%)

※人に重大な被害を与える恐れがある箇所について、点検の結果、対策の必要がなかった学校数、または、耐震対策実施済みの学校数を全体の学校数で除した率である。

※ 非構造部材:建物の構造体以外の、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器、家具等

避難所に指定されている学校数

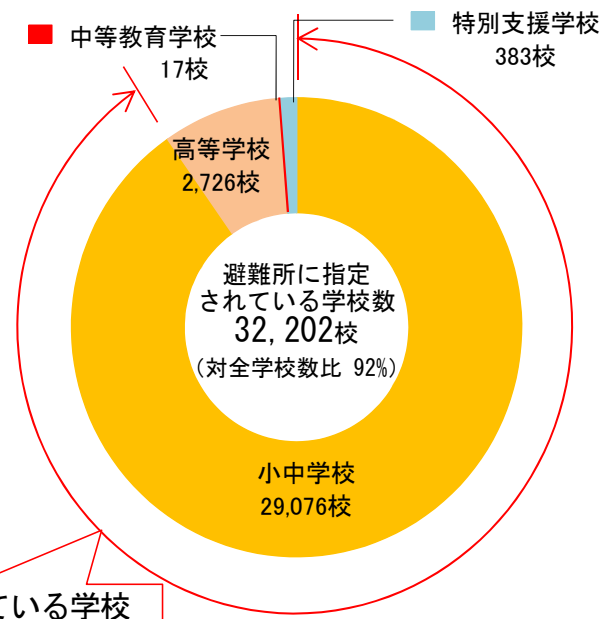
全国の公立学校の約9割が避難所に指定、避難所に指定されている学校の約9割が小中学校

表1 避難所に指定されている学校数・割合

学校種別	全学校数 (校)	避難所指定 学校数 (校)	割合 (%)
小中学校	30,537	29,076	95.2
高等学校	3,643	2,726	74.8
中等教育学校	29	17	58.6
特別支援学校	998	383	38.4
合計	35,207 (36,088)	32,202 (32,333)	91.5 (89.6)

・上段は、平成25年5月現在の全国の数値
 ・下段()内は、平成24年5月現在の全国の数値

図1 避難所に指定されている学校数・割合



避難所に指定されている学校のうち小中学校割合 90.3%

※出典:「学校施設の防災機能に関する実態調査結果(H25.12)」国立教育政策研究所

避難所に指定されている学校施設の防災関係施設・設備の整備状況

項目	小中学校			高等学校			中等教育学校			特別支援学校			計		
	避難所指定学校数(校)	設置数(校)	割合(%)	避難所指定学校数(校)	設置数(校)	割合(%)	避難所指定学校数(校)	設置数(校)	割合(%)	避難所指定学校数(校)	設置数(校)	割合(%)	避難所指定学校数(校)	設置数(校)	割合(%) ※4
防災倉庫/備蓄倉庫(学校敷地内)	29,076	12,576	43.3	2,726	729	26.7	17	2	11.8	383	130	33.9	32,202	13,437	41.7 (38.4)
防災倉庫/備蓄倉庫(近隣を加算) ※1		15,697	54.0		846	31.0		4	23.5		145	37.9		16,692	51.8 (46.8)
屋外利用のトイレ		19,947	68.6		2,082	76.4		9	52.9		206	53.8		22,244	69.1 (67.5)
体育館のトイレ		23,810	81.9		1,844	67.6		13	76.5		260	67.9		25,927	80.5 (79.8)
体育館・校舎の多目的トイレ ※2		14,262	49.1		1,711	62.8		6	35.3		291	76.0		16,270	50.5
通信装置		14,137	48.6		791	29.0		3	17.6		128	33.4		15,059	46.8 (40.0)
自家発電設備等 ※3		9,675	33.3		1,043	38.3		4	23.5		296	77.3		11,018	34.2 (27.5)
貯水槽、プールの浄水装置、井戸		10,156	34.9		1,007	36.9		4	23.5		137	35.8		11,304	35.1 (33.5)
要援護者のスペース		12,881	44.3		1,314	48.2		7	41.2		192	50.1		14,394	44.7 (35.6)
女性のプライバシーに配慮したスペース		12,104	41.6		1,198	43.9		5	29.4		160	41.8		13,467	41.8 (34.0)
体育館・校舎のスロープ ※2		18,138	62.4		1,886	69.2		7	41.2		319	83.3		20,350	63.2

※1 今回の調査から学校敷地以外にある防災倉庫・備蓄倉庫の加算については、学校近隣に設置されていることを条件とした

※2 今回の調査から多目的トイレ及びスロープについては、体育館・校舎のいずれかに設置されていることを条件とした

※3 自家発電設備等の設置数には、災害時に使用可能な太陽光発電設備、蓄電池、協定等により他所有の発電機を学校が優先使用できる場合が含まれている

※4 計の割合に()で表記した数値は、平成24年5月現在のもの

※ 学校施設の防災機能に関する実態調査
(国立教育政策研究所文教施設研究センター)

※ 平成25年5月1日現在

文部科学省の取組

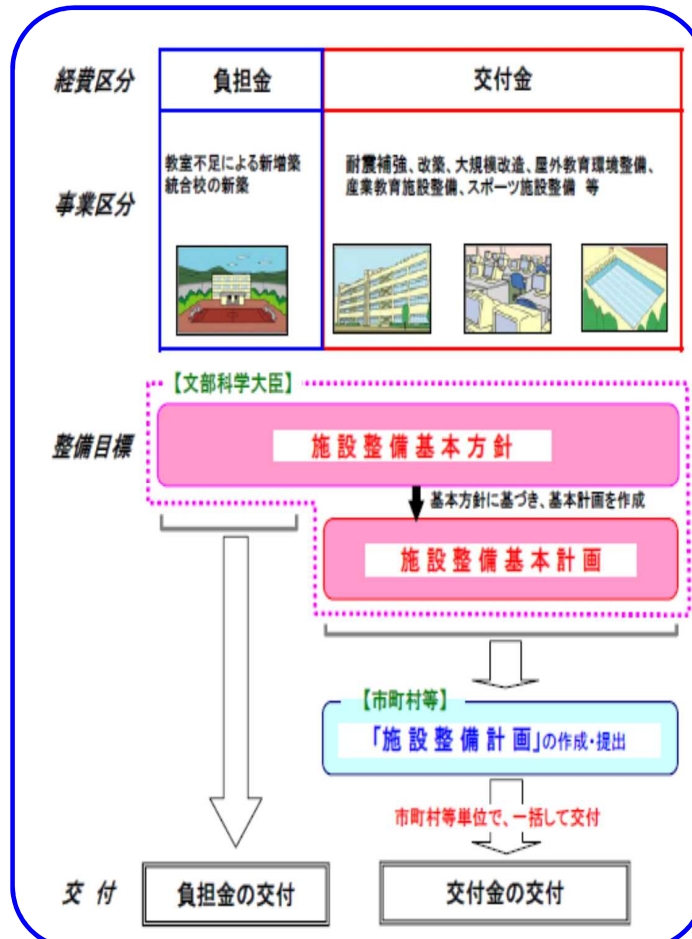
施設整備基本方針と施設整備基本計画

公立学校施設整備に対する国庫補助

- 負担金:校舎等の新增築
- 交付金:校舎等の耐震補強、改築、大規模改造等

施設整備基本方針と施設整備基本計画

- 平成18年度に大きな制度改革。交付金化とともに、**施設整備基本方針と施設整備基本計画を作成し、施設整備の目標を示す制度へ移行。**
- 平成18年度に初めて作成した**施設整備基本方針**の中で、**作成後概ね5年をメドに見直す**ことを規定。**平成23年5月に改正。**



施設整備基本方針と施設整備基本計画の改正

施設整備基本方針の改正内容(H23. 5. 24文部科学省告示改正)

- **耐震性の確保されていない公立学校施設について**、地震防災対策特別措置法が平成23年3月に改正され、公立学校施設の耐震化事業に対する国庫補助率の嵩上げ措置が平成27年度末まで延長されたことを踏まえ、**平成27年度までのできるだけ早い時期に、耐震化を完了させる**という目標を記載。
- 耐震化に当たっては、建物自体のみならず、天井材や外装材等の**非構造部材の耐震化を推進**することを記載。
- 地震等の災害発生時に応急避難場所として役割を果たすため、**防災機能の強化**することを記載。
- 公立学校施設の老朽化が深刻になっており、児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するためには、**老朽化対策を推進**することを記載。
- 環境を考慮した学校施設である**エコスクール化の推進**や、**太陽光をはじめとした新エネルギーの導入や教育の情報化等の様々な社会的要請に適切に対応するための施設整備を推進**することや、**公民館等の社会教育施設や福祉施設との複合化等による施設整備を促進**することを記載。

施設整備基本計画の改正内容(H23. 5. 24文部科学省告示改正)

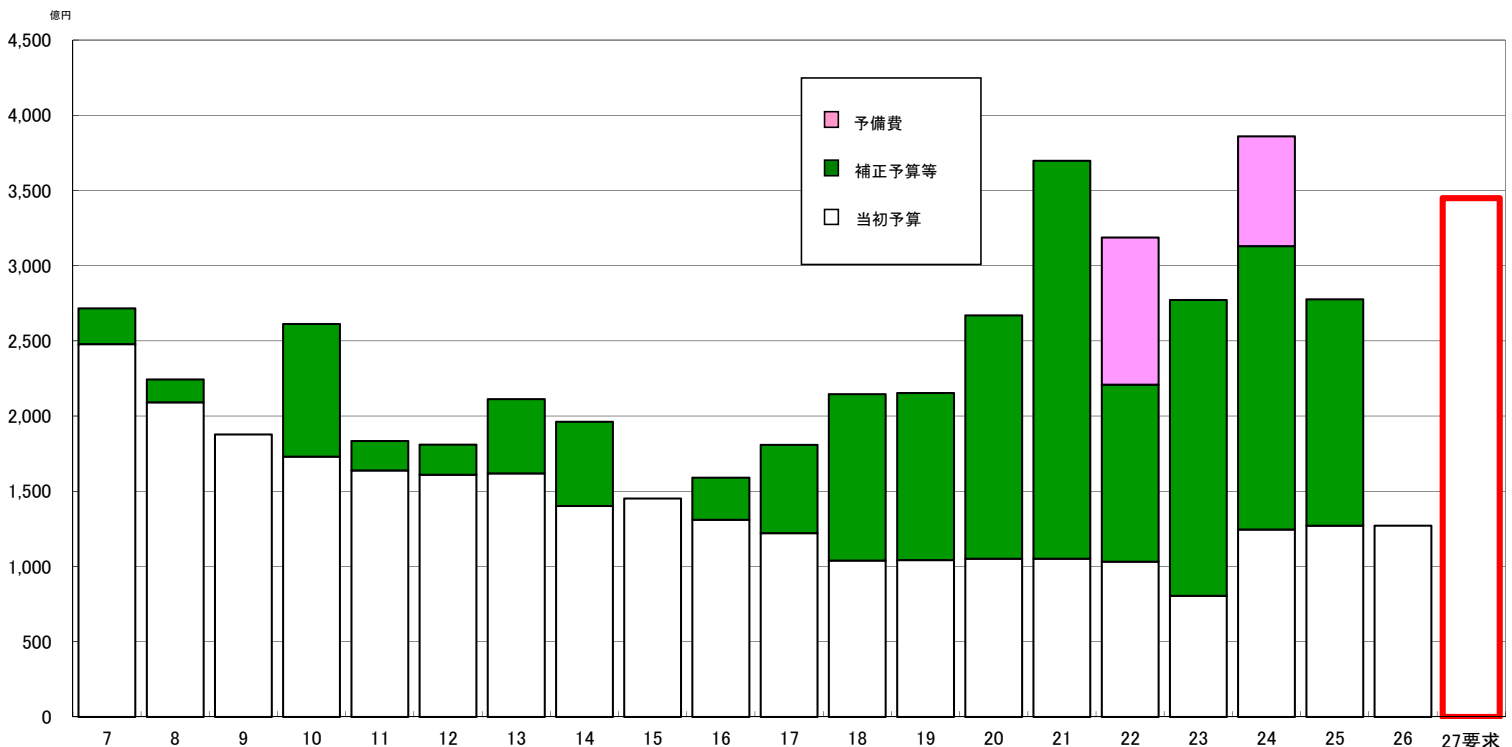
施設整備基本方針の改正内容を踏まえ、地方公共団体が作成する施設整備計画の目標達成のために必要な事業として、**「非構造部材の耐震化」「防災機能の強化」「老朽化した施設の再生」「太陽光発電等の環境を考慮した学校施設の整備」「校内LANの整備」**を明記。

公立学校施設整備費予算額の推移(平成7年度～平成27年度要求)

※本土分のみ

区分	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27要求
(億円)	(238)	(152)		(882)	(197)	(200)	《310》	(560)		(280)	(587)	(1,107)	(1,111)	《500》	《△131》	《978》	《1,627》	《730》	(1,884)	(1,506)	
予 算	2,478	2,092	1,878	1,731	1,638	1,610	1,619	1,402	1,452	1,311	1,221	1,039	1,042	1,051	1,051	1,032	805	1,246	1,271	1,271	3,450

(注)上段()書きは補正予算等で外数。(平成13年度、20年度、21年度、25年度は中段が1次補正、上段が2次補正(21年度については執行停止額)。22年度及び24年度は中段が補正、上段が予備費。平成23年度は中段が1次補正、上段が3次補正)。平成24年度予備費は経済危機対応・地域活性化予備費(149億円)と東日本大震災復興特別会計予備費(581億円)の合算。



公立学校施設整備事業の概要

1. 趣旨

学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」（施設費負担法）等に基づき、公立学校建物（公立小中学校、特別支援学校、幼稚園の校舎・体育館等）の施設整備に要する経費の一部を国庫補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

2. 主な国庫補助事業・負担（算定）割合

事業名	負担（算定）割合	事業の内容
新增築	1 / 2	学校建物（校舎、体育館等）を新しく建設又は増築（教室不足の解消、学校統合）
改築	1 / 2（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性が高いもの（Is値0.3未満）のうち、やむを得ない理由により補強が困難なため行う場合
	1 / 3	（上記以外）
地震補強	2 / 3（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性が高い（Is値0.3未満）場合
	1 / 2（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性がある（Is値0.3～0.7）場合
大規模改造	1 / 3	エコ改修や老朽化に伴う補修など、既存の学校建物を建て替えずに改修
長寿命化改良	1 / 3	建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じた施設への改修
武道場	1 / 2（新築）	中学校に柔道場、剣道場等を整備
	1 / 3（改築）	
太陽光発電等設置	1 / 2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備
その他	1 / 3	屋外教育環境、学校プール、社会体育施設、学校給食施設等

Is値：「構造耐震指標」（Seismic Index of Structure）建物の構造的な耐震性能を評価する指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。

改築事業の概要

1. 危険改築

- 趣旨
構造上危険な状態にある建物について、その改築に要する経費の一部を国庫補助し、公立学校における教育の円滑な実施を確保する。
- 補助要件（非木造建物の場合）
建物の構造耐力、保存度及び外力条件を要因とする**耐力度調査（次頁参照）**の点数が、10,000点満点で4,500点以下の建物（※）について、構造上危険な状態にある建物（危険建物）として判定する。
（※平成19年度までに耐力度の測定を行ったものについては5,000点以下）
- 算定割合
原則 1 / 3

2. 不適格改築

- 趣旨
教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるものについて、その改築に要する経費の一部を国庫補助し、教育条件の改善を図る。
- 補助要件
 - ・耐震力不足建物（Is値0.3未満等）
 - ・全面改築又は適正配置条件を満たすもの
- 算定割合
原則 1 / 3

耐力度調査について

概要

公立学校施設における①建物の構造耐力、②経年による耐力低下、③立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価する。

$$\text{耐力度点数} = \text{①構造耐力} \times \text{②保存度} \times \text{③外力条件}$$

- ①構造耐力の評価項目…水平耐力、剛性率、偏心率、コンクリート圧縮強度、層間変形角、基礎構造、構造使用材料
- ②保存度の評価項目…経過年数、コンクリート中性化深さ及び鉄筋かぶり厚さ、鉄筋腐食度、不同沈下量、ひび割れ、火災による疲弊度
- ③外力条件の評価項目…地震地域係数、地盤種別、積雪寒冷地域、海岸からの距離

判定基準

所要の耐力度点数に達しないものは「構造上危険な状態にある建物」として、危険改築事業の補助対象となる(地域・学校種別等により、500点の緩和措置あり)。

建物の構造	耐力度点数 (10,000点満点)
鉄筋コンクリート造 鉄骨造 補強コンクリートブロック造	4,500点以下(※)
木造	5,500点以下

※耐震診断の普及や耐震補強技術の進展から、耐震性能が低いことによる危険改築の要件を見直すこととし、平成18年度に500点の引き下げを行っている。

大規模改造(老朽)事業の概要【昭和58年度創設】

《目的》

- ・経年により発生する学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置
- ・教育環境の改善を図り、学校教育の円滑な実施に資するとともに、建物の耐久性の確保を図る

《対象》

- ・**建築後20年以上**の建物
- ・**外部及び内部の両方**を同時に全面的に改造する工事
- ・建物全体の**延べ床面積の約70%以上**を改造する工事

《算定割合》

1/3 (財政力指数が1.0を超える設置者にあつては 2/7)

下限額:7,000万円(学校単位)〔耐震補強工事と合併施行する場合は、耐震補強工事費を含む〕

上限額:2億円(過去急増市町村にあつては3億円)

※小規模校の場合(建物区分ごとに800㎡以下)下限額:1,000万円(学校単位)

《効果》

- ・建築部材の老朽化に対応(改修)することで施設の安全性を確保する。(床の損傷による転倒事故防止等)
- ・教育内容、方法の変化に対応した改修を行うことにより、教育環境の改善が期待できる。

大規模改造(老朽)事業に関する制度の変遷

昭和58年の制度創設以降、市町村の整備状況の実態等を踏まえ、国と地方の適切な役割分担の下、上下限額など対象事業の見直しを段階的に実施

昭和58年	大規模改修費 <補助制度創設> (対象地域) ・離島、豪雪地帯、台風常襲地帯 及び地震防災対策強化地域 (対象校) ・市町村立小学校、中学校、 特別支援学校(小中学部) (補助率) ・ 1/3 (対象事業) ・ <u>非木造建物で建築後15年以上経過した建物</u> ・ <u>下限 2,000万円 上限 1億円</u>
昭和60年	(対象地域) ・地域制限を撤廃(全国を対象) (補助率) ・ 2/7 (財政力指数1.0を超える市町村)
昭和63年	大規模改造へと名称変更 (対象校) ・都道府県立特別支援学校(小中学部)を追加 (対象事業) ・小規模校の下限を緩和2,000万円→1,000万円

平成元年	(対象校) ・市町村立幼稚園を追加 (対象事業) ・木造建物で建築後15年以上経過した建物を追加 ・下限額 400万円(幼稚園)
平成4年	(対象事業) ・ <u>建築後20年以上経過した建物 15年→20年</u> ・ <u>下限 4,000万円 上限 1.5億円</u> (下限2,000万円→4,000万円 上限1億円→1.5億円)
平成7年	(対象事業) ・ <u>下限 5,000万円 上限 2億円</u> (下限4,000万円→5,000万円 上限1.5億円→2億円)
平成9年	(対象事業) ・ <u>下限 7,000万円</u> (下限5,000万円→7,000万円)
平成10年	(対象事業) ・上限 3億円(過去急増市町村に限る)

長寿命化改良事業の概要【平成25年度創設】

【概要】

従来、改築(建て替え)していた老朽施設の再生を図るため、構造体の長寿命化やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、省エネ化や多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供など現代の社会的要請に応じた改修を支援

- ◆対象校 幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
- ◆対象建物 校舎、屋内運動場、寄宿舎
- ◆算定割合 1/3
※併せて改築と同様の地方財政措置により、地方自治体の実質的な負担割合は26.7%
- ◆補助要件 耐力度調査の結果、基準点以下となった建物
下限額：7,000万円(小規模校1,000万円、幼稚園400万円)

平成26年度事業概要の「留意事項」における記載の変更

- ◆増築部等について耐力度調査の結果が不明または基準点を超過している場合でも、対象部分と一体的な整備が可能(要相談)
- ◆事業に伴い生じる必要最小限の面積の増減(減築を含む)も補助対象とする(要相談)

長寿命化改良事業と既存の補助制度との比較

25年度新規創設

	大規模改造(老朽)	長寿命化改良事業	改築
趣旨	経年により、通常発生する学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置等	建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じた施設への改修	構造上危険な状態にある建物や、教育を行うのに著しく不適当な建物で特別の事情があるものの改築
交付金算定割合	33.3%	33.3%	33.3%
地方財政措置	なし	40.0%	40.0%
実質的な地方負担	66.7%	26.7%	26.7%
上限額	2億円	なし	なし
下限額	7,000万円	7,000万円	なし
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・建築後20年以上経過したもの ・外部及び内部の両方を同時に全面的に改造するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐力度調査の結果、基準点以下となったもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険建物の改築 耐力度調査の結果、基準点以下となったもの ・不適格建物の改築 Is値がおおむね0.3に満たないもの、又は保有水平耐力に係る指標(q)の値がおおむね0.5に満たないもの
補助単価	改築単価(約16万円/㎡) × 53%	改築単価(約16万円/㎡) × 60%	改築単価(約16万円/㎡)

学校施設における長寿命化改修推進のための講師派遣事業

【 概要 】

学校施設における長寿命化改修に対する理解を促進するため、各都道府県が主催する講習会に建築事務所等の専門家や先進的な取組を行う自治体職員を講師として派遣する。

◆対象 都道府県及び市町村教育委員会における学校施設整備担当職員等

◆事業内容（講習内容）

- ・ 建築事務所等の専門家による計画・設計手法等についての講習
- ・ 自治体職員による先進事例の紹介
- ・ 文部科学省職員による施策の説明

◆本年度派遣実績

宮城県（8月26日）、福岡県（9月1日）、青森県（9月17日）、新潟県（10月10日）、広島県（10月30日）、和歌山県（11月7日）、埼玉県（11月26日予定）、静岡県（調整中）

講習会の様子
（左図：宮城県会場）
（右図：新潟県会場）



公立学校施設に係る転用手続き(財産処分手続)

原則

国庫補助を受けて整備した建物を転用する場合 ⇒ 補助金適正化法の規定により、**文部科学大臣の承認(財産処分手続)**が必要
本来、公立学校施設整備のために交付された補助金なので、補助目的外に転用する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要

ただし、以下の場合、財産処分手続は不要

- ・国庫補助を受けずに整備した建物を転用する場合
- ・国庫補助を受けて整備した建物で、**処分制限期間の経過している建物**を転用する場合 (例:鉄筋コンクリート造の校舎=47年)

公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化 ～文部科学省の取組～

文部科学省では、以下のとおり国庫補助金相当額の**国庫納付をほとんどの場合に不要**とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っている。

(平成20年6月に取扱通知を改正)

◎…新たな取扱い、☆…取扱範囲の拡大、○…従前からの取扱い

国庫補助事業完了後**10年以上経過し、次のいずれかに該当**

☆無償による財産処分(転用・貸与・譲渡・取壊し)(相手先は問わない)

<報告で可> (平成20年6月から)

- ・他の地方公共団体が使用するための無償貸与・無償譲渡
- ・社会福祉法人、学校法人、民間事業者等へ無償貸与・無償譲渡

☆国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた上で、相手先を問わず、有償貸与・有償譲渡

(平成19年3月から(平成20年6月から、廃校以外も対象))

国庫補助事業完了後**10年未経過で、次のいずれかに該当**

◎耐震補強事業、大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る。)を実施した建物等の無償による財産処分
(平成20年6月から)

◎大規模改造事業(上記以外)で、補助後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分
(平成20年6月から)

◎市町村合併に伴う、学校統合等をした建物等の無償による財産処分 (平成20年6月から)

<報告で可>

○学校統合後等に地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与 (平成16年4月から)

財産処分制限期間

補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間(年)	
	施設設備等名	財産名	構造規格等	①	②
公立学校施設整備費補助金等	公立文教施設	校舎 屋内運動場 寄宿舎 教員宿舎	鉄筋コンクリート造	60	47
			レンガ造, ブロック造, 石造	45	38
			鉄骨造	40	34
			木造	24	22
			水泳プール		30
	冷暖房設備	冷凍機の出力が22kw以下のもの その他のもの		13	13
				15	15
				15	15
ボイラー設備		15	15		
エレベータ		17	17		

① 昭和60年3月5日文部省告示第28号に基づく、平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

② 平成14年度3月25日文部科学省告示第53号に基づく、平成13年度以降の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

余裕教室活用状況(小中学校別内訳 H25年5月1日)

小中学校の余裕教室の99.3%は有効に活用
そのうち5.7%が学校施設以外に転用されており、放課後児童クラブへの転用が最も多い

(単位:室)

学校区分	余裕教室数 ①	活用教室数 ②	当該学校施設として活用		他の学校の施設として活用		学校施設以外への転用								未活用教室数 ①-②	活用計画あり	活用計画無し		
			当該学校施設として活用	特別支援学校	その他の学校	学校施設以外への転用	社会教育施設等	地域防災用備蓄倉庫	児童福祉施設		放課後児童クラブ	放課後子ども教室	社会福祉施設	その他					
									保育所	児童館等									
小学校	100%	99.3%															0.7%		
		100%	91.5%	0.4%	0.1%	0.3%	8.1%										100%	62.5%	37.5%
	43,147	42,835	39,190	166	37	129	3,479	165	301	52	184	2,158	230	95	294	312	195	117	
中学校	100%	99.4%															0.6%		
		100%	98.8%	0.3%	0.1%	0.2%	0.9%										100%	60.3%	39.7%
	21,408	21,272	21,023	65	27	38	184	29	82	11	2	8	1	5	46	136	82	54	
合計	100%	99.3%															0.7%		
		100%	93.9%	0.4%	0.1%	0.3%	5.7%										100%	61.8%	38.2%
	64,555	64,107	60,213	231	64	167	3,663	194	383	63	186	2,166	231	100	340	448	277	171	

※出典:「公立小中学校における余裕教室の活用状況について」(平成25年5月1日現在)

平成27年度概算要求について

◆概算要求額(公立学校施設整備費)

平成27年度要求額 344,958百万円(前年度 127,077百万円)

〔内訳:一般会計:165,398百万円
復興特別会計:179,560百万円〕

※沖縄分については内閣府において計上

◆内容

学校施設は子供の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要である。

しかしながら、未だ耐震性のない学校施設が多数残されていることに加え、建築後25年以上経過した学校施設が約7割を占めるなど老朽化も深刻であり、安全面・機能面において多くの課題を抱えている。

このため、子供の安全・安心を確保する耐震化(非構造部材の耐震対策含む)、老朽化対策(長寿命化による対応を含む)、防災機能強化、教育環境改善(空調整備、トイレ改修等)等を推進する。

《耐震化の進捗状況》(公立小中学校)

・統合や震災の影響等、やむを得ない事情により耐震対策が遅れているものを除き、耐震化を完了

耐震化率の進捗見込み

約96%(平成26年度予算事業完了後)



約99%(平成27年度概算要求事業完了後)

耐震化棟数 約3,800棟(残棟数 約1,000棟)

・非構造部材のうち、致命的な事故につながる屋内運動場等の天井等落下防止対策についても、統合等やむを得ない事情により対策が遅れているものを除き、対策を完了

◆建築単価

対前年度: +3.7%(資材費、労務費等の上昇分)

※小中学校校舎(鉄筋コンクリート造)の場合

26年度: 166,000円/㎡

⇒ 27年度: 172,100円/㎡

◆補助制度の改正

◎既存施設を活用した学校統廃合に係る補助制度の創設

◎津波対策のための不適格改築事業の拡充

◎長寿命化改良事業の制度拡充

◎公立幼保連携型認定こども園に対する支援の継続

◎屋外教育環境整備事業の補助時限の延長

背景

市町村が学校統廃合を進める際には、統合学校のスタートにふさわしい教育環境の確保等を目的に、施設の新設が行われることが多いが、国及び地方の厳しい財政状況の下、効率的に学校統廃合を進めていくためには、既存施設について長寿命化を図り、有効活用していくことも重要となってくる。

このことから、既存施設を活用した学校統廃合の整備に係る補助制度を創設し、地方公共団体の取組を支援する。

制度概要

補助率：1/2

補助上下限：下限額 400万円、上限額 なし

工事内容：・既存施設を統合学校建物として使用するために必要となる一棟全体を長寿命化改良する全面的な改修工事（全面的改修）
・既存施設を統合学校建物として使用するために必要となる改修工事（部分的改修）

効果

- ・統合に伴う新增築と同等の国庫補助率（補助率1/2）とすることで、統合校の施設整備に当たり、財政負担の小さい既存施設の活用を選択・検討しやすい環境を整備
- ・長寿命化改修により新築と同等の施設整備を安価に実現
- ・統合校の施設整備が新增築から既存施設の活用に移行することにより、負担額を抑制

概算要求(制度改正) 長寿命化改良事業の制度拡充

背景

学校施設環境改善交付金の長寿命化改良事業について、現状では改築事業と同等の耐力度調査要件を課しているが、それが要因となりその事業数は低い水準にとどまっている。

これを踏まえ、長寿命化改良事業における耐力度調査要件の撤廃を行う。

制度概要

補助率：1/3

補助上下限：下限額 7,000万円、上限額 なし

（小規模校(※) 1,000万円、幼稚園400万円）

※建物区分ごとに面積がおおむね800㎡以下

工事内容：築40年以上経過した老朽施設について、長寿命化を図るために必要な事（建物の耐久性を高めるもの、現代の社会的要請に応じるもの）

効果

学校設置者が学校施設の老朽化対策として長寿命化改修を選択しやすくなる。学校設置者は、長寿命化改修を行うことにより、改築と同等の教育環境を確保しながら、工期や工事費の縮減、環境負荷の低減をすることができる。

公立学校施設の老朽化対策の 検討に係るアンケート調査結果

「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」より関連部分抜粋

公立学校施設の老朽化対策の検討に係るアンケート調査結果

1. 調査の目的

公立小中学校施設の老朽化の現状や自治体における老朽化対策の取組状況について把握し、もって老朽化対策検討特別部会における議論の基礎資料とする。

2. 調査の概要

- (1) 調査対象 各市区町村教育委員会施設主管課長
(2) 実施期間 平成24年5月2日から平成24年6月4日まで

3. 調査結果

- 市区町村数 1,742
- 対象市区町村数 1,666※
- 有効回答数 1,663 (回答率 99.8%)

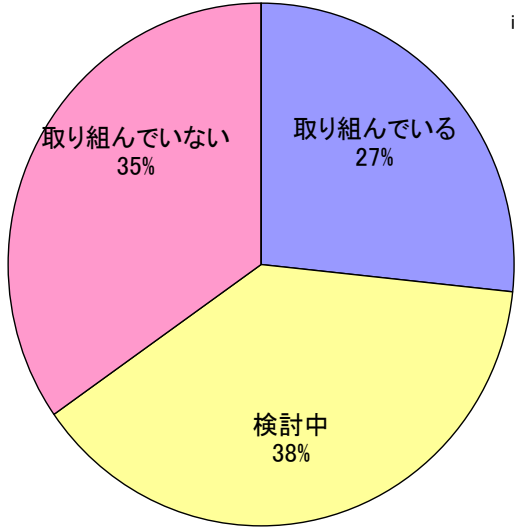
※東日本大震災等の影響により提出が困難な自治体、経年25年以上の公立小中学校施設を保有していない自治体を除いたもの

2. 学校施設の老朽化対策について
 (2) 計画的な整備について

老朽化対策の中長期計画の策定状況

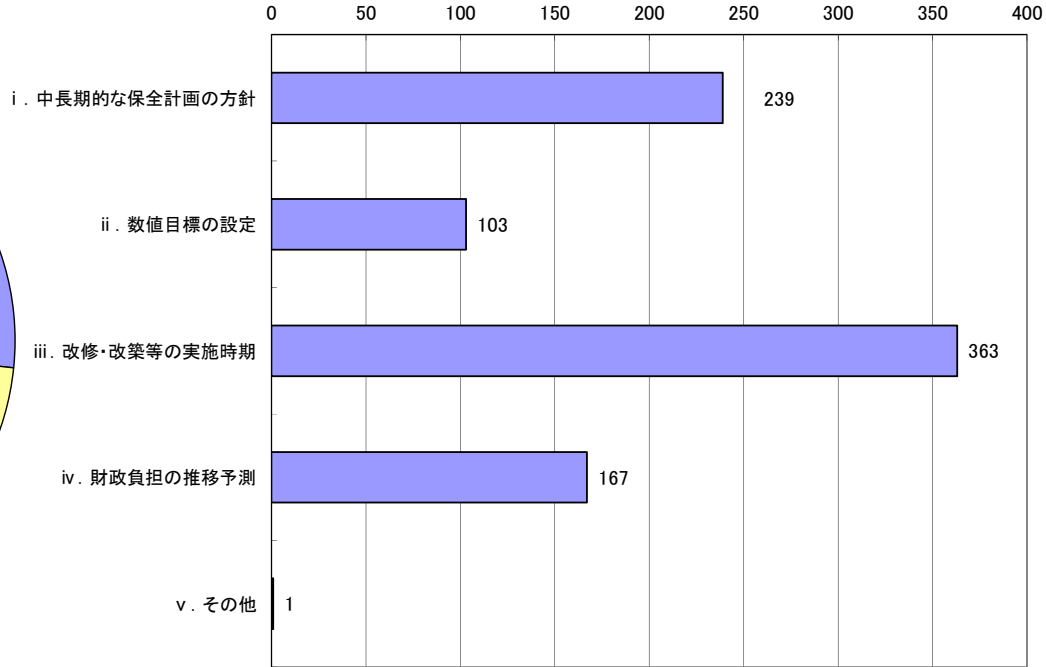
中長期計画の策定に取り組んでいる自治体は約3割に留まっている。

ア. 中長期計画の策定状況



イ. (左記で取り組んでいると答えた場合) 記載内容

(市区町村)



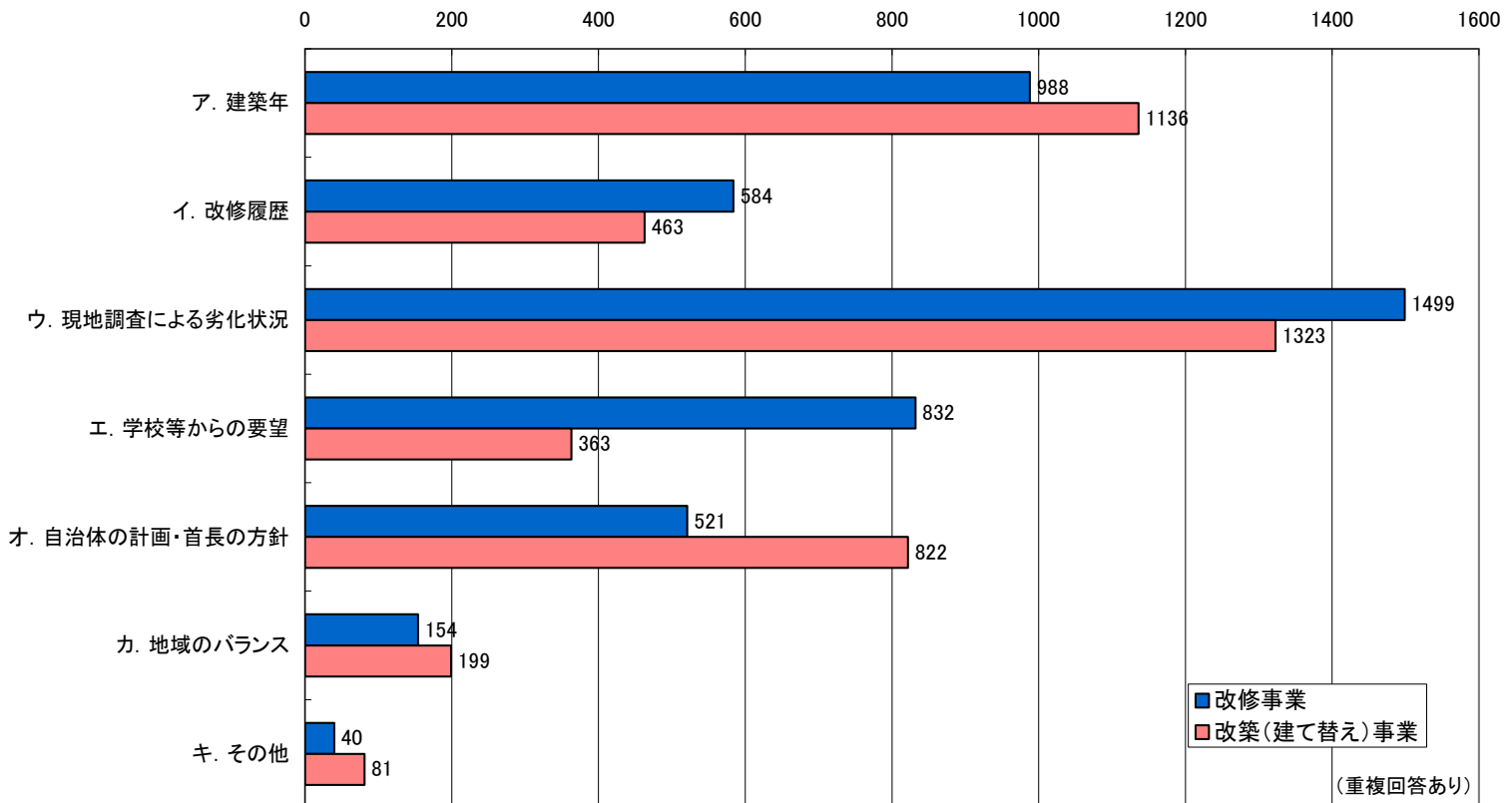
※重複回答あり

2. 学校施設の老朽化対策について
 (2) 計画的な整備について

改修・改築事業の優先順位付けの方法

改修・改築事業の優先順位付けは、現地調査によって把握した施設の劣化状況を元に行っている市区町村が最も多い。

(市区町村)

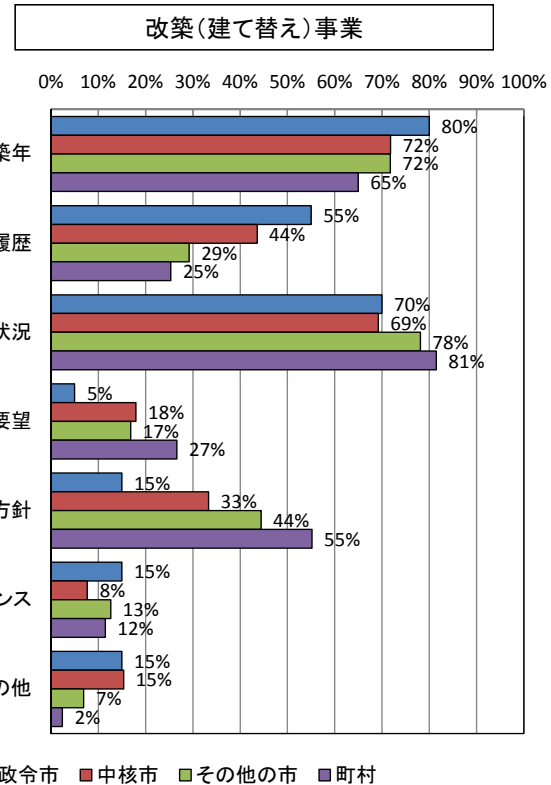
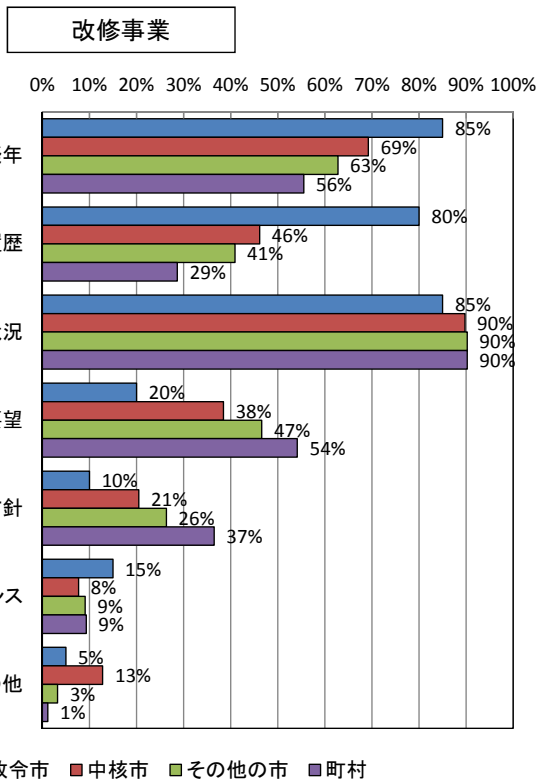


(重複回答あり)

2. 学校施設の老朽化対策について
 (2) 計画的な整備について

改修・改築事業の優先順位付けの方法(自治体の規模別)

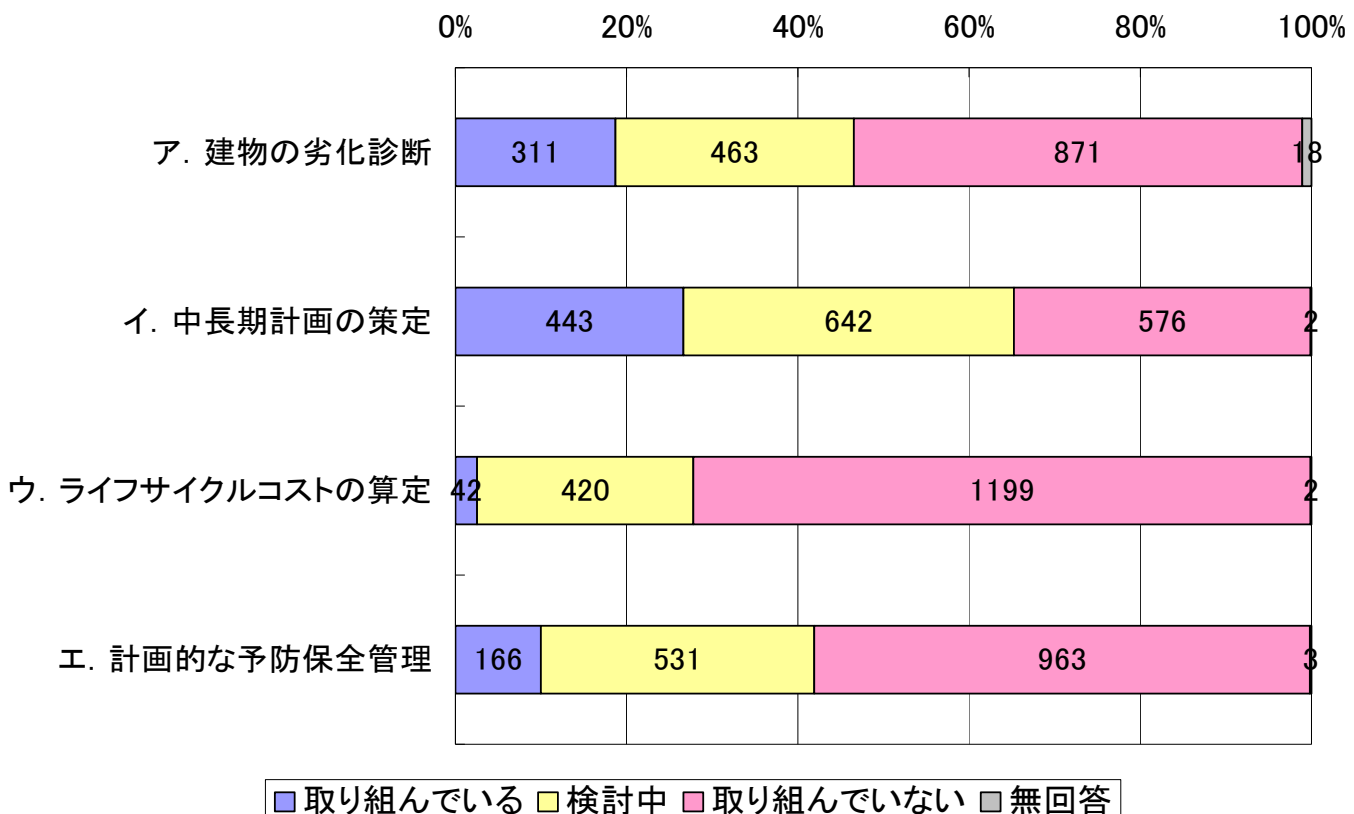
自治体の規模が小さくなるほど、改修や改築を決定する際、「学校等からの要望」や「自治体の計画・首長の方針」が重要な要素となる傾向がある。



2. 学校施設の老朽化対策について
 (2) 計画的な整備について

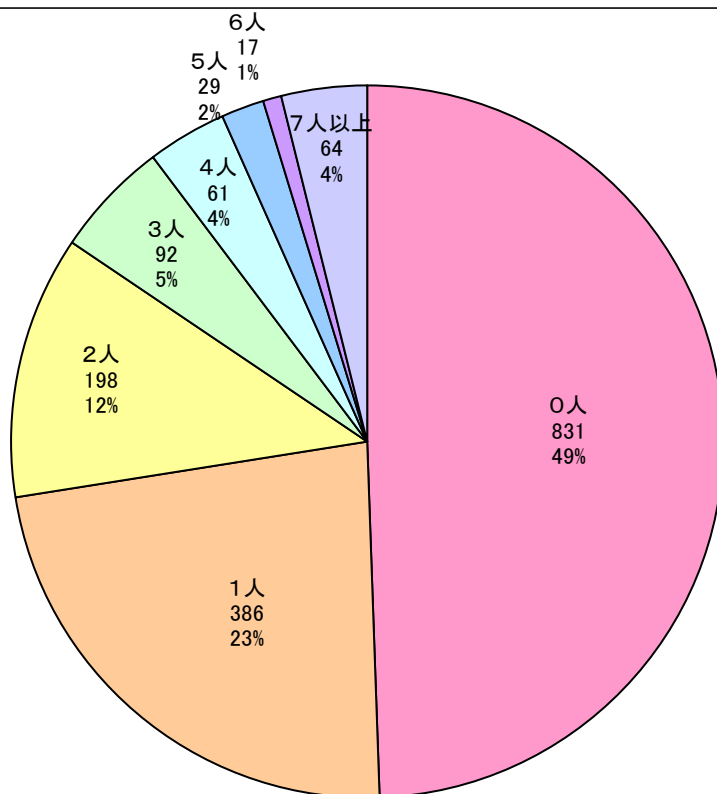
老朽化対策の積極的取組状況

積極的な取組を行っていない市区町村が過半数を占めている。



教育委員会における施設担当技術職員の数

半数程度の自治体で施設担当技術職員が配置されていない。



※数字は自治体数
 ※経年25年以上の学校施設を保有していない自治体を含む

公立学校施設の老朽化対策の検討に係るアンケート調査結果（追加）

1. 調査の目的

公立小中学校施設の老朽化の現状や自治体における老朽化対策の取組状況について把握し、もって老朽化対策検討特別部会における議論の基礎資料とする。

2. 調査の概要

(1) 調査対象 各市区町村教育委員会施設主管課

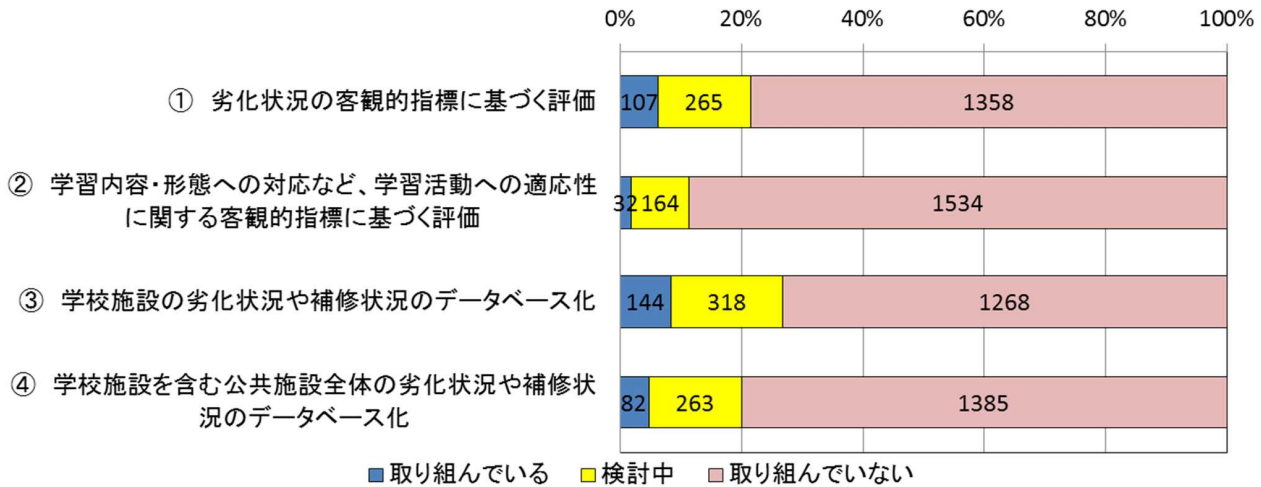
(2) 実施期間 平成24年10月26日から平成24年11月13日まで

3. 調査結果

- ・ 市区町村数 1, 7 4 2
- ・ 有効回答数 1, 7 3 0 (回答率 99.3%)

1. 現状の把握・分析、情報の蓄積

学習内容への適応性も含めて施設の現状を客観的に評価している自治体は2%弱。また、学校施設の劣化状況や補修状況についてデータベース化している自治体は8%程度。

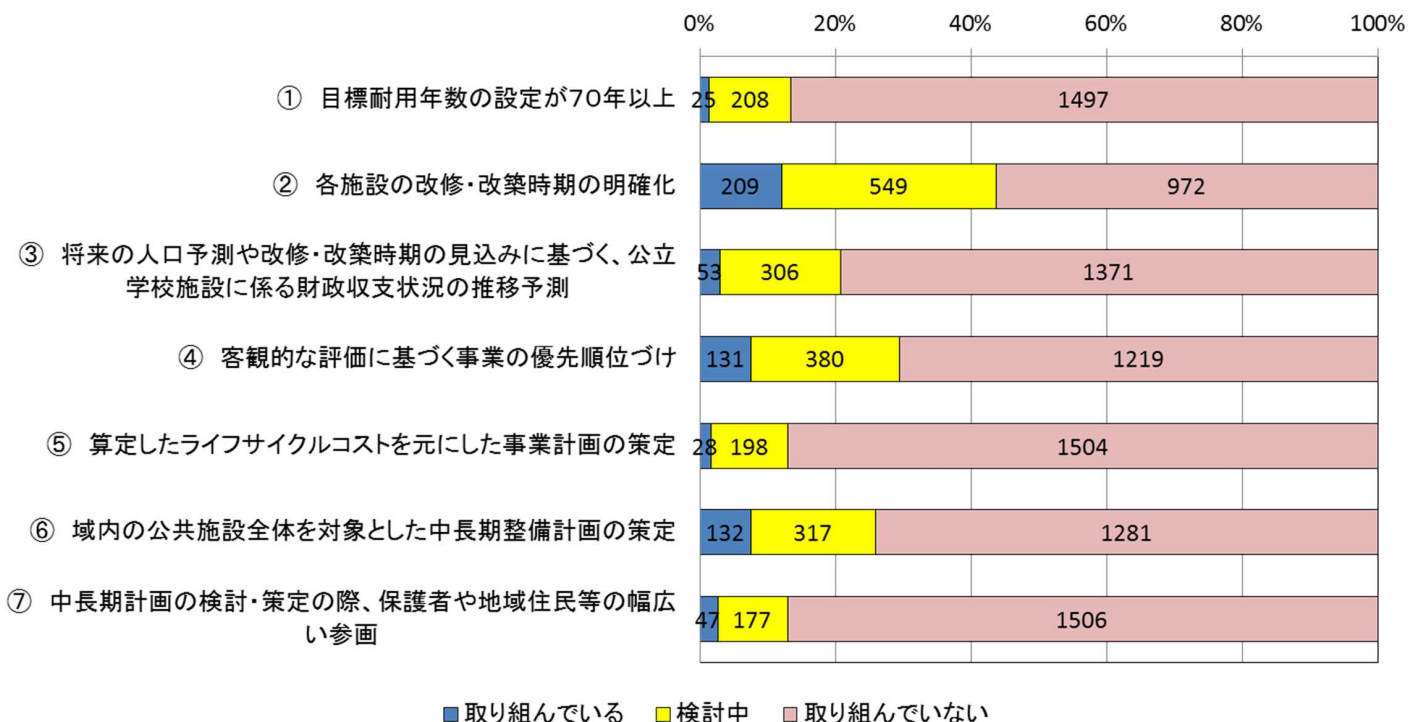


具体的な取組例

①	・部位ごとに技術職員により5段階評価。一覧にして優先順位を判断 ・独自に点検判定基準を作成、評価
②	・学校施設の評価を実施する際、「学習活動への適応性」を評価
③ ④	・市有施設の整備・改修状況をデータベース化。端末検索が可能 ・数年に一度現地調査を実施し、施設の状況を工事の履歴とともに記録

2. 中長期計画の検討・策定

改修・改築時期を明確化している自治体数は、他の取組と比較してやや多い。



2. 中長期計画の検討・策定

具体的な取組例

①	<ul style="list-style-type: none">・ 維持保全及び改修が継続して的確に行われることを前提に、原則として90年以上に設定・ 長寿命化基本方針を定め、公共建築物の目標耐用年数を原則として70年以上に設定
②	<ul style="list-style-type: none">・ 耐震改修及び補強計画で実施時期を明確化・ 建築年数をベースに改修・改築の時期を設定
③	<ul style="list-style-type: none">・ 将来の人口から増築時期・規模を予測し、過去の工事から概算収支を予測・ 長期保全計画策定時にシミュレーション
④	<ul style="list-style-type: none">・ 「階層分析法(AHP)」を応用し、各建物における劣化状況の相対評価を実施・ 年1回の施設点検時に、技師とともに学校を巡回し、劣化状況进行评估
⑤	<ul style="list-style-type: none">・ 長期保全計画を策定する中で取組中・ 今年度、建物管理の中長期計画の策定及び長寿命化を目的として調査を実施中
⑥	<ul style="list-style-type: none">・ 管財課と教育委員会で長期修繕計画を策定・ 経営政策部に施設再生計画担当部署を設置し、市の公共施設白書を作成中。それを元に計画策定・推進予定
⑦	<ul style="list-style-type: none">・ 整備計画を策定する際に、検討会委員として地域自治会・PTA役員や大学教授(アドバイザー)などが参画・ 実施計画策定の際、公募等による代表者等が参画